

4月20日(月)受付開始!

ご利用ください! 住宅改修資金補助制度



地域 経済の活性化を図るため、町民が町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助します。補助金申請の受付は、4月20日(月)から開始し、申し込み順となります。予算額の状態により対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補助金額 改修工事に要した費用のうち、10%に相当する金額(千円未満は切り捨て)とし、20万円を上限とします。

対象 次の①～④の要件をすべて満たす方
①町内に居住し、町の住民基本台帳に登録されている方
②対象となる住宅を所有し、かつ居住されている方
※やむを得ない理由があるときは、当該住宅に居住する者に代えることができます。
③町税、水道料金、下水道料金、農業集落排水処理施設使用料を滞納していない方
④対象となる改修工事について、町等で実施している要綱等に基づく補助制度と重複する申請をしていない方

対象となる住宅 次のいずれかの建築物
①個人住宅(自己の居住用の建築物)
②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
③集合住宅(アパートなどの所有者の自己居住部分のみ)

対象工事 町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で平成28年2月末日までに完了する住宅改修工事です。なお、補助金交付決定後30日以内に着工できる工事が対象です。

主な改修工事例
・屋根や外壁の改修や塗装
・部屋の防音や断熱工事
・手すり設置や段差解消工事
・間取りの変更工事
・床・内壁・壁紙・天井等の改修工事
・浴室・台所・トイレ等の水回りの改修工事
・耐震改修を目的とした工事

対象外の工事 次の工事は対象となりません。また、補助金交付決定以前に着工した工事でも対象となりませんので、工期には十分注意してください。
・住宅の新築や建て替え工事
・カーテン、畳、じゅうたん、襖、障子、サッシ、建具、給湯器等の単体製品の交換
・家具や電気製品の購入費用
・公共下水道、または農業集落排水処理施設への接続工事
・門や塀などの構築物および車庫や物置等の改修工事

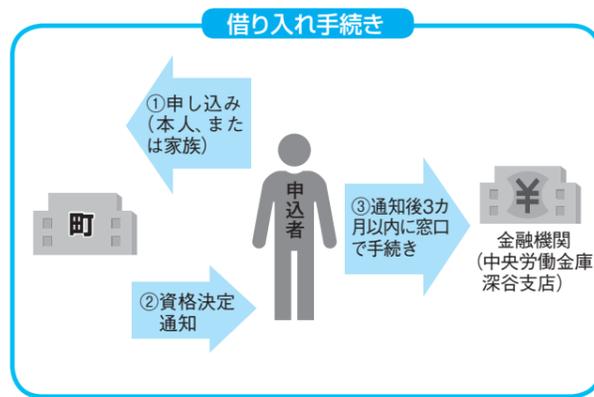
申請に必要な書類 ①～③については、【 】内の課でお求めください。
①住民票の写し【町民課】
②当該住宅に係る固定資産税の評価証明書【税務課】
③町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証明できる書類【税務課・上下水道課】
④類似補助制度の申請状況調査同意書
⑤当該住宅の案内図
⑥改修工事箇所の図面
⑦改修工事の見積書の写し(工事費内訳を明示したもの)
⑧改修工事施工前の現場写真

問い合わせ/商工観光企業誘致課(☎581・2121内線201)へ。

ご利用ください!

勤労者住宅資金貸付制度

町では勤労者の住宅取得を支援しています。制度の概要は次のとおりです。
対象 次の①～⑤の要件をすべて満たす方
①町内に居住しているか、または居住しようとする方
②同一事業所に、2年以上引き続き勤務している方
③20歳以上55歳以下の方
④返済しながら生活に支障のない方
⑤町税を完納している方
資金の用途 利用申込者が、町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入(中古住宅やマンションを含む)宅地購入、借地買い取りをするための資金に限ります。
※中央労働金庫での審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



貸付の条件

貸付金額	1,000万円以内(無担保は500万円以内)
貸付利率	変動金利1.865%(無担保は2.00%固定) ※金利情勢により変更になる場合があります。変更となった場合、実際の金利は申込時点ではなく、借入時点の金利が適用されます。
貸付期間	25年以内(無担保は10年以内)
償還方法	元利均等月賦返済(ボーナス併用返済、繰上償還可)
担保	資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1位順位の抵当権を設定します。ただし、住宅金融支援機構等の公的機関との併用の場合は第2位順位以下でも可能です(住宅金融支援機構フラット35も取り扱います)。
保証	一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証が必要です。また、金利とは別に次の保証料が必要です。 ・有担保0.24%(月次後払い方式) ・無担保0.73%(一括前払い方式)
手数料	取扱金融機関所定の手数料が必要です。

問い合わせ/商工観光企業誘致課(☎581・2121内線201)へ。

緑のカーテン補助金

ご利用ください! 緑のカーテンで涼しい夏を過ごしましょう!

町では、町内の建物を緑の植物で覆う壁面緑化を行った方に対して、費用の一部を補助します。エゴで涼しい夏を過ごせるように、緑のカーテン作りをチャレンジしてみませんか。
受付期間 6月1日(月)～9月30日(水)
※受付期間内であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。
補助金額 上限5,000円(100円未満切り捨て)
補助対象となる経費 平成27年度中に購入した次のもの
①苗・種・プランター・土・肥料等の植栽経費
②植物のつるなどを這わせるために使用するネットや支柱等の補助材料購入費
対象 平成27年度中、町内に所有、または借用している建物にネットや支柱等を使い、つる性の植物で3m以上の壁面緑化を実施した個人および法人で、町税を滞納していない方
※平成26年度までに補助金の交付を受けた方も対象となります。
面積の求め方 植物の幅(植物の根元付近での横の長さ)と高さ(地面から植物の先端までの長さ)を測って算出します。
添付書類 写真(3m以上植物が茂っており、緑のカーテンを実施したことがわかるもの)、領収書等の写し(補助対象となる購入品目の確認ができるもの)

申請方法 生活環境エコタウン課、役場1階総合案内、男衾・用土両連絡所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、押印(朱肉を付けて押すタイプのもの)し、添付書類とともに申請してください。申請書は町公式ホームページからもダウンロードできます。なお、緑のカーテンが3mまで成長した後の申請となりますのでご注意ください。
問い合わせ/生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223)へ。